

第7回

政務活動費検討委員会記録

郡山市議会

第7回政務活動費検討委員会

日 時 平成29年8月9日（水曜日）
午後1時15分 ～ 午後3時05分
実会議時間 / 1時間9分

会 場 第2委員会室

傍 聴 者 あり

出席委員 佐藤 徹哉 委員長 栗原 晃 副委員長
箭内 好彦 委員 蛇石 郁子 委員
飯塚 裕一 委員 折笠 正 委員
佐藤 栄作 委員 山口 信雄 委員
岩崎 真理子 委員 但野 光夫 委員
塩田 義智 委員 近内 利男 委員

欠席委員 なし

説明員 なし

事務局職員 【書記】
議会事務局次長 伊藤 克彦 総務議事 渡邊 信幸
兼総務議事課長 課長補佐
政務調査係長 佐藤 真人 主 任 吉田 香織
主 査 片桐 智子 主 査 佐久間 智規
主 査 柴田 悠

会議に付した事件

政務活動費の運用における課題について

現地調査の有無

なし

午後 1時15分 開会

○佐藤徹哉委員長 それでは、ただいまから第7回郡山市議会政務活動費検討委員会を開会いたします。

本日欠席等の届出はありません。

傍聴希望者が4名おりますので、ご報告いたします。

では、委員会記録署名委員の指名を行います。

委員長において塩田義智委員を指名します。よろしくお願いいたします。

それでは、早速協議に入ります。

今回は、前回からの継続協議としました、按分の考え方についてと備品の耐用年数について及び新たな協議項目である新聞雑誌等購読料の取り扱いについて協議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 それでは、まず協議事項（1）、ア、按分の考え方について協議いたします。

前回、委員会において各委員の皆さんからさまざまな意見が出されましたが、その際、正副委員長において論点を整理し、再度協議の上、決定することとしました。資料をお配りしておりますので、ご覧ください。

前回の委員会の中、意見を整理すると、大きく4つの考え方が出されております。1つ目が現行と同じ按分率4分の1、2つ目が按分率3分の1以内、3つ目が按分率2分の1以内、4つ目が対象外にするという考え方でした。現行の按分率4分の1以外については変更となることから、手続の変更等も必要であり、また課題もあるということで整理しております。

例えば、3分の1以内と2分の1以内については、按分の考え方を明らかにする必要があります。また対象外とする場合、充実した政務活動費の妨げになる可能性という課題もあります。

本日は前回の協議を踏まえまして、協議していきたいと思っております。

まず、按分率2分の1以内との意見である志翔会と3分の1以内との意見である新政会から確認のため、例えば現行で言えば仙台高裁において判例で示された政務活動4分の1、政務活動以外の議員活動4分の1、私的生活2分の1といったような考え方について、また対象外という考え方を示された共産党には、その考え方を再度説明していただきたいと思っております。

また、その按分率は、適用しているものすべてに対しての考え方であるのか、または協議の中心にありました自動車燃料費のみに適用したいのかについても、確認のためご説明いただきたいと思っております。

それでは、まず志翔会から説明をお願いします。

近内委員。

○近内利男委員 志翔会として按分率2分の1の根拠ですが、いままで言葉で述べてきたところですが、こちらに志翔会内で議論の資料とするようにまとめたものがありますので、参考として皆さんにお配りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○佐藤徹哉委員長 はい。

〔資料配付〕

○佐藤徹哉委員長 配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○近内利男委員 全員に行き渡ったようですが、まず字句の修正が2カ所ございますので、説明します。

1の結論の囲みのところの2行目、「1人当たりの負担は」というのを「1人当たりの市民は」という、「負担」を「市民」に置きかえてください。それから、2の社会情勢の変化の①政務活動費が改定され議員の活動範囲が拡大したところが、これは政務活動費からの支出の枠というか、陳情、要請活動にも政務活動費が使われるということで、「政務活動費の適用範囲が拡大した」と修正をお願いします。

〔「もう一回言ってください」と呼ぶ者あり〕

○近内利男委員 議員の活動範囲のところを政務活動費の適用範囲、要請や陳情活動にも政務活動費が適用されるという改正がありましたので、適用範囲がふえたということです。適用範囲がふえた結果、議員の活動範囲がふえるであろうという先回りした表現になってしまったのが不正確でしたので、その2カ所の修正があります。

では、まず志翔会としての説明ですが、まず政務活動をめぐり原資となるべき収入が、議員1人当たり、どのようにこの10年間変わったのかを振り返ると、議員報酬は61万7,000円から60万円になり27万2,000円の減収。政務調査費が年間156万円だったのが120万円になり36万円の減収。費用弁償が1日5,000円が出ていましたが、例えば平成29年度の年間の予定の中で、費用弁償が発生する日数を数えますと42日間あります。それに5,000円を掛けると21万円。この3点だけを単純に足しますと84万2,000円の減収となり、フルに使った場合はこのような数字になります。

このほかに、政務活動費の手引きの変更により、ガソリン代の上限が月額3万円から1万円になり、按分率を4分の1としたことでの減少があったと思いますが、議員一人ひとりによって使い方が違うので、あえてそういう細々としたことは取り上げませんでした。

議員定数ですけれども、以前は44人でしたが、現在は条例により38人となっています。政務活動をするに当たっての原資となるべき収入が減っている中で、議員1人あたりが担う市民は増えているというのが1番目に述べた客観的な10年間の変遷になります。

2番目の社会情勢の変化についてですが、平成24年9月の地方自治法の改正によって政務

活動費に改正されて、政務活動費の適用範囲が拡大した。

次に、郡山市においては議会基本条例が平成27年6月に成立して、第5条の議員の役割及び活動原則に市の政策形成に係る調査研究、立案及び提言を行うこと、また、市の実情等の把握に努め、市民の多様な意見等を市政に反映させることとあります。

さらに、ことし6月に自殺対策基本条例が制定され、この中の第7条に、議会及び議員の責務の中に、議会は自殺対策に関する市の施策が効果的に推進されるよう調査するとともに、評価を行い、必要に応じ、提言を行うものとするということがあります。

また、4番目は近年起きているいろいろな社会の変化の中で、自然災害の多様化に伴う議員活動の活性化とありますのは、3日前である8月6日に発生した郡山市内における集中豪雨や、線状降水帯による土砂災害の全国的発生や迷走台風の影響など、過去に発生しなかった、あるいは数十年に一度という災害が頻繁に発生している現状から、今後の調査研究や上部機関や関係機関への働きかけなどが想定されるということで、SNSという環境の変化もありますが、これも功罪がありますので、そのことも勉強する必要があるということで、議員のやる事がふえているのではないかという見方です。

4番については見方でありますから、それぞれ意見があるかと思えます。

3番目は、判例等について。判例は裁判所や裁判官などによって判決が異なったり、時代の変化により判決そのものが変化したり、絶対無比なものではないが参考とはなる、またそのほか市の監査委員事務局、学識経験者や全国市民オンブズマンなどの見解も参考となり得ることから上記に上げた1と2の現状からどのような判断が妥当かを考慮してみたということで、判例としては、平成28年9月22日仙台地裁であります。裁判の概要は、仙台市民オンブズマンが仙台市長を相手どり、仙台市議会議員及び各会派の政務調査費の不適切支出に対し返還を求めた裁判である。ガソリン等の支出の按分に係る判断は、条文27ページにわたる判決文でありますから、ここだけを出して記載すると、上記ガソリンにかかる代金はその2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというのが判決文であります。括弧は見解で、2分の1までは支出が許されるということであります。

次に、全国オンブズマンの見解ですが、これは2016年2月27日の見張り番という学習会のレジュメですが、これを書いたのが全国オンブズマン連絡会議事務局の内田隆氏であります。

この4番目の「按分率はどうか」というタイトルで、当時政務調査費に充てることが許されなかった、当時というか、これはレジュメどおりです。政務調査費に充てることが許されるのは、2分の1にとどまると推認するのが相当と表現されておりました。

次に、学識経験者の見解ですが、若生幸也氏という富士通総研シニアコンサルタントであり北海道大学公共政策大学院研究員の方は、京都市の按分率を提案しております。京都市の按分率が妥当ではないかというのが、この方の考え方と一致したということでしょうね。ガソリン

代の全額に、次に掲げる割合を乗じた金額が妥当ではないかということで、車両を後援会活動等、または指定活動のいずれかにも使用する場合は2分の1、車両を後援会活動及び私的活動にも使用する場合は3分の1。

ちなみに、京都市会の政務活動費を調べますと、使途の透明性の向上に関する要綱及び指針の改正は、ことし平成29年4月1日施行とありました。

4、以上のことから、郡山市の都市規模である人口約33万人、市域面積757平方キロメートル、議員定数38人を考慮すると、政務活動費の按分比率は2分の1が妥当と考えるということで、なおこの2ページにしか書いておりませんが、このほかの参考文献や雑誌の記事などを参考としたが、按分比率を取り上げた文献は少なく、政務活動費をめぐる記事や文献は、その多くが適正な支出を求め、または不適切な支出をめぐる指摘であることをつけ加えておきます。ちなみに仙台の高裁や地裁の判例が出されておりますので、仙台市議会議員の報酬と政務活動費を記載していましたが、議員が81万円、政務活動費は月に35万円で費用弁償の制度は残っております。

ちなみに、若生氏が京都市の按分率を提案していますが、京都市議会議員の報酬は月96万円、政務活動費が40万円で、そのほかに会派に14万円というのは、所属議員1人当たり14万円を認めている政務活動費ですので、この40万円と14万円足して54万円ということになりますが、京都市も費用弁償の制度は残っていたということです。

志翔会内部の勉強会の資料でしたので、全部が完ぺきではないかもしれませんが、大まかな流れとしてはこのような考え方でございます。

以上です。

○佐藤徹哉委員長 先に説明を全部聞いてから皆さんのご意見を聞くこととします。

次に、新政会、お願いします。

折笠委員。

○折笠 正委員 前回の委員会で、新政会としては私的生活3分の1、議員活動3分の1、政務活動3分の1というお話をさせていただき、3分の1が妥当ではないかという話をしたのですが、その後、会派で何回か会合を持ちましていろいろ話をしました。私どもでも全国いろいろな調査をしましたが、その3分の1を市民の皆さんに説明できる根拠がなかなか見つからなかったという部分がありました。

そのような中で、4分の1という仙台高裁の判例があるような、そういう根拠がなかったために、やはり市民の皆さんが納得できる説明はできないのではないかという話になり、今の世の中の情勢や流れをくんだ中で、現行どおり4分の1がいいのではないかという意見があり、前回3分の1というお話をしましたけれども、新政会は4分の1に修正をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○佐藤徹哉委員長 では、続いて共産党。

岩崎委員。

○岩崎真理子委員 私たちの会派の考え方は、現行どおりということで主張してきましたが、会派での検討が何回かなされた中で各会派の意向が出され、2分の1を求める言葉が出されてきましたので、この按分率の2分の1、3分の1、4分の1の根拠は何かということで話し合いをしました。それで、市民の皆さんに納得できるような根拠が示されない中であって、現行どおりでいいのだろうかという疑問が出たのです。皆さんに納得できる説明ができないのであれば、自動車燃料費について対象外にするという考え方が成立するというので、私たちの会派では按分率の考え方の話し合いをしてきたところです。

それで、このいただいた資料にある対象外が一番下ですが、充実した政務活動の妨げとなる可能性があると考えられており、そのとおりだと思っています。しかし現状の郡山市議会では自動車燃料費の請求を出している会派が少ない中であって、妨げになるということがはっきりと言えるかどうかということも、意見交換なり実状を示すなり、もっと話し合いが必要だと考えております。それで、資料をつくって丁寧に説明をいただきました志翔会の見解を伺って思うのは、これは郡山市議会でも話し合いをした中で、議員報酬の件、それから政務活動費の13万円だったときがありましたが、現在は10万円に至るといったことについても、さらに、費用弁償のあり方についても議会で話し合いをした結果、現在の状況になっているということであり、2分の1を妥当とするその主張の主な要因としてあえてこのように出されたと思いますが、とても残念だと思えるのは、ここに市議会議員の報酬や議員活動のあり方についての考え方を述べられていると思います。私たちは市民代表として市民が必ずいるということ認識しなくてはならないと思っています。ですから、このような資料をつくるに当たっては、人口の比率は確かに示されましたが、そうではなく、市民生活がどうなのかというところまで丁寧な資料等があれば、なおすばらしい学習資料になるのではないかと意見を添えておきたいと思いました。

それから、社会情勢の変化についてですが、これも私たちの市議会の中で歩んできた一歩一歩であります。決して合意が得られないところでされてきたのではないということを見ておく必要があるだろうと思います。かといって、せっかく出された資料で間違いがあるかということですが、そうではないと思います。本当にこのように思っているから出されていると思います。ですが、これも一方的に議会側からの意見だけでいいのだろうかと思うわけです。

それから、2分の1を主張しなくても現行の4分の1で運用してきた中であっても、この1、2、3、4はやってきたのではないのでしょうか。あえてこれを理由に2分の1にするということには決してならないような気がしてなりません。

それから、3番目の判例等についてですが、これは本当に順を追って丁寧に説明をいただいて、私たちのこれまでの歩みを振り返るいい機会になりました。

ですが、これについても不適切な支出問題が全国各地の議会やさまざまな行政のところで出てきているわけです。そのことについて郡山市が大丈夫なのかという市民の皆さんからの厳しい声も私たちの会派の中には届いてきています。私たちは議会の中で話し合いをし、手引きをつくり、一定のルールで各会派の責任者のもと窓口を設けて正確を期しながら行っておりますという説明をしているわけですが、市民の郡山市の議会は大丈夫なのかということについても、大丈夫だと言えるはっきりとした基準というか、明確さを期さなければならないと思っております。

ガソリン代の支給について、2分の1、3分の1という判例が示されていますが、これは議会としての活動に使うもの、それから後援会活動で使うもの、私的に使うものと1台で乗り回しをしている場合には、この区切りというのが大変難しいということが大もとにあるわけですよ。ですから示されました資料にあります、オンブズマンの方とか、判例に基づいてというところについても、2分の1を主張する適切な理由というか、基準になり得るのか大変疑問を抱いたところです。

それから、4番目ですが、これまでの委員会で中核市等の按分等の資料も出していただきました。これを見ますと郡山市は決して低い報酬額ではないということも、もちろん郡山市より上のところもありますが、人口等におけるの違いや、自治体ごとの事情の変化によって変わってくると思っております。資料の4では、金額が高いところを示されていますけれども、同じ中核市でもこれに限ったことではないと思えます。だから2分の1を主張する適切な理由となるのかどうかと感じました。ここは私の感想も含めての発言とします。

○佐藤徹哉委員長 按分率を変更しようという考えで意見を述べた会派の皆さんから説明をいただきました。

それでは、それを受けて委員各位の発言を許します。

飯塚委員。

○飯塚裕一委員 社会民主党は、当初から按分率は変えないということで主張をしてまいりました。その理由といたしましては、なぜ現状になっているのか、なぜ政務活動費の手引きがこのような厳しい形ででき上がってきたのか、その経緯を十分に踏まえ考えていかなければならないと会派では話し合っております。

ここにも自動車燃料費の記載がありますが、自動車燃料費の支出に当たっては自家用車を政務活動に使用している場合、私的な活動との区別が難しいことから、当分の間、当月の自動車燃料代の合計を政務活動4分の1、議員活動4分の1、私的活動2分の1の割合により按分すると書いております。

また、3番の自動車燃料費の原則のところには、自動車燃料を政務活動費で充当する車両は原則1台とすると事細かに手引きに書かれるようになった理由、根拠が私にあったのだと思っているわけです。さまざまな状況の変化はありますが、この手引きができるまで、恐らく相当なる論議と話し合いがあって、ここに落ちついたのではないかと思うわけです。そういう意味で、この手引きの按分率は非常に重いものがあると考えております。

よって、このような形ででき上がった手引きであるので、私は今の按分率が妥当だと思っております。

以上です。

○佐藤徹哉委員長 吉田主任。

○吉田政務調査係主任 先ほどの近内委員からの資料の3番、判例等についてとあるのですが、仙台高裁の平成28年6月22日の判例について、2分の1までは許されるということで記載がされておりますが、この部分について仙台市議会の事務局に詳細を確認しておりますので、補足をさせていただきます。

仙台市の手引きにおいては、按分率は2分の1を上限としており、2分の1を超える支出をする場合には理由を記載しなければならないとなっております。この裁判についてですが、按分率を7割として支出したということで裁判になっておりますが、この判例は2分の1を超えた部分についての説明というのが明確にできていない、合理性に欠けるということで認められなかったという結果でございました。

結果としては、2分の1を超えて支出する場合には理由をつけなければいけないという手引きの規定に反しているということで、判決が出たということでございました。

説明は以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 ありがとうございます。この協議が最後になりますが、これだけは言っておきたいということがあれば。ありませんか。

蛇石委員。

○蛇石郁子委員 志翔会が文章を資料として出してくださったことに対して敬意を表しつつ、書かれている内容については、少し疑問を感じざるを得ない部分がありますので、正直に申し上げます。

最初に政務活動をめぐる原資となるべき収入について書かれているのですが、先ほどの意見にもあったように、これは議員の報酬にかかる部分、政務調査費にかかる部分、費用弁償にかかる部分、そして議員定数まで入っているのですが、過去の議会の中の検討委員会、特別委員会の中で合意を受けて今に至っているというその経緯をもう少し念押ししていただきたかったと思っております。

議員報酬に関しては、市の条例と審議会等もありますので、そちらと関連しているものです。

費用弁償に関しては過去の委員会の中でさまざまな意見の交換がありました。遠くから通っていらっしゃるところは、私の会派ではその実費を出してもいいのではないかということまでも申し上げましたが、結果としては廃止に至ったということです。

また、議員定数に関しても、議会改革検討委員会でさまざまな議論を重ねました。議員定数はこのままでいい、議員報酬は減らしても議員定数は減らすべきではない、そういう意見もあったのです。それを忘れたかのように、議員定数が減ったから大変厳しくなったということは今持ってこられるというのは、やはり市民の立場から考えるとどうなのだろうと思ってしまいます。

議員だけの比較の仕方ではまずいのです。やはり市民生活がどうかというところを重要視していく観点が、この資料の中には欠けているということを申し上げておきます。

あと、社会情勢の変化は相当あります。というのは、あらゆる全国各自治体の中で、余りにもずさんな政務活動費の使い方があったということをやはり重く受けとめていく必要があると思います。私たちの郡山市議会は燃料費に関しては4分の1という結論を出しました。これは何度も申し上げていますが、過去にさまざまなことがありましたので、市民の方からも返還請求が出された、そういう経緯もあるのです。だから、やはり過去がどうだったかということは、収入だけではなくて、なぜこの4分の1が決まったかというところをもう少し重く受けとめていただきたいと思います。

本当に震災後も含めてですが、私たちの議員活動はふえているのは実際にそうです。震災前、震災後と比べれば2倍、3倍になっています。本当にそれこそ運転記録をつけておけば、どのぐらい議員活動、政務活動を費やしているかと、事細かく実際にやっている人もいるかもしれませんが、私の感覚では、やはり3分の1が個人的私用分、3分の2は政務活動を含めた政務調査活動も含めた議員活動と言えらると思います。

ですけれども、やはり私たちは市民から負託を得てこの仕事をさせていただいているという面を忘れてはいけないと思いますので、身を切るということも市民の皆さんに示していく、そのところが大事なと、ずっと私はその思いで議員を続けてきましたし、委員会や検討委員会の中でそういう発言をしてきました。さまざまな資料が出されて、やはり4分の1では厳しい数字であることは確かだと思います。それをやはりこの郡山市議会として議員として努力しながらやっていきますよという、これを貫いていくことが当分必要かなと考えておりますので、今までどおりの結論ではありますが、4分の1ということを目指させていただきます。

○佐藤徹哉委員長 ほかにございますか。

近内委員。

○近内利男委員 いろいろ意見を出していただきましてありがとうございます。最初から皆さんにお配りする資料という形をつくれば、この10年間の市民生活がどうであったのかという

ことも記すようになったかもしれませんが、あくまでも冒頭申し上げましたように、内部での勉強会の資料で、ここに記載されていないことは口頭で言ったりもしておりますので、その部分を多少つけ加えさせていただきたいと思います。

志翔会は、16人いる中でそれぞれの個性を持ちながら議員活動をしております。年齢幅も親子ほどの差もあり、また16人中、1期議員が4人おります。岩崎委員や蛇石委員からありましたように、この10年間の議論の経過の中でこの結論に至っているというのは、私も重々承知しておりますが、1期議員を含めた勉強会ですので、その経過を説明するために、このような表記になったということがあります。

ちなみに、政務活動費の手引きの中には、今後内容に疑義が生じた場合や社会情勢の変化により改訂の必要が生じた場合は、各党派経理責任者会議において協議して決定するとありますが、今は時代の変化のスピードが速いので、五年一昔くらいと考えてもおかしくないような状況になってきておりますし、3.11に至っては想定されない自然災害、人的災害が発生して、市も我々も、取り組みというか、事業もふえたりして、実際、原発の場とか浜通りの復旧の現場とかにも党派で行政調査を行っています。災害がなかったら発生しなかった行政調査もふえているということです。

1は、そういう意味で客観的事実はどうであったかということ述べました。そして議論の中では賛成、反対も当然ありましたし、議員定数においては賛成や反対があって、このように変わってきたということでもあります。ですから政務活動費も議員報酬も、お金に色分けがきちんとあるわけではないので、その収入からガソリン代や、電話代など、いろいろな支出をしているわけなので、それぞれの収入というのはどういうのがあったのだろうかということ記載しました。

社会情勢の変化は、このほかにもありますが、総合計画などのまちづくりの計画も変わりつつあり、今、品川市長が新たなまちづくりの提言をするようですが、私たちはそれを受けて、調査、研究をして、より肉づけの作業が入ってくるのではないかとということも、この記載前のところにはございます。

事務局から説明がありましたが、判例等については要するに、使い方が間違っている、按分率の適用がいわゆる大き過ぎるところから来ているところです。

なお、判例やオンブズマンや学識経験者については、学識経験者はいろいろな方がいますので、どの見解をとるかというので違いが出てくると思います。ただ、4の仙台市議会と京都市会を挙げたのは、高いところだから挙げたわけではなく、仙台市議会については、仙台高裁と仙台地裁がその裁判の判断をしている議会であるから挙げたというのが理由であり、京都市会については、学識経験者が京都がいいのではないかとやっていることから、それでは京都はどうなっているのだろうというところで挙げました。高いところを持ってきて、郡山が低い高い

ということではなく、議論の経過の中から出していただくだけです。ですから、委員会に出す資料ということであれば、もっと事細かにつくるべきでしたが、志翔会の2分の1を妥当とする根拠の説明としてあったほうが、よくわかりやすいのではないかとということで出したのでありますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

補足説明は以上です。

○佐藤徹哉委員長 ほかにございますか。

山口委員。

○山口信雄委員 一議員の立場で、近内委員から説明あった部分の補足説明といいますが、この資料は言葉で説明すればいいのではないかという話も会派内にあったのですが、やはりわかりやすいように資料として出したほうがいいのではないかという経過がありました。市民感覚からすれば、少し配慮が足りないのではないかというご指摘があったのは本当に重々承知していますし、身を切るような部分があったほうが、現在の全国的に不正支出などが出てきている流れからすれば、市民の方から見てもいいのかもしれません。しかし、この政務活動費検討委員会の中で議論を尽くすためにいろいろな要素を出して、それで協議をした方がよいという考えのもとにお出したので、ご理解をいただければと補足としてお話しさせていただきたいと思います。

以上です。

○佐藤徹哉委員長 箭内委員。

○箭内好彦委員 私は、前回と同じように考え方は明快であります。公と私、これで半々。公に関しては政務活動、言葉をかりるなら政治活動、これが半々ということですから4分の1、これは明快であると考えています。

2分の1というのは、私も妥当性はあると思ってはいるのですが、逆に今回この資料を拝見すると、というところがありますが、今、志翔会から説明がありましたので、これに関してはむしろ触れないでおきます。

やはり、今出ていますように、政務活動費のあり方についてということ、市民の皆さんからやはり理解を得られなければいけないという前提がありますので、2分の1も妥当だけれども4分の1も妥当だということであれば、今現在厳しいほうをとっていますので、厳しいほうから戻すということに対しては、市民の皆さんはいかがなものかとおっしゃる方がやはり多いのではないかと、正直思います。でありますので、やはり4分の1で続けるべきであるというのが私の考え方です。

以上です。

○佐藤徹哉委員長 議論は出尽くしたかと思いますが、一旦暫時休議させていただきます。

午後 2時03分 休憩

午後 2時44分 再開

○佐藤徹哉委員長 再開します。

それでは、この按分の件についてご意見ある方、発言をお願いします。

近内委員。

○近内利男委員 志翔会としての結論であります。現状維持やむなしということですが、議長への報告の中に、今後政務活動費の運用に当たっては必要に応じ適宜協議する、など、文言は委員長、副委員長と事務局にお任せしますが、必要に応じ運用について協議する、そういう内容を入れていただくということで、志翔会が2分の1を主張したとか、それは議事録にも残るためよいのではないかということから、そのような内容を議長へ報告に入れていただければと思います。この手引きの初めには、そのようなことは書いてありますが、議長への報告の中にも、なお重ねてそのような報告文にしていただければというのが結論です。

以上です。

○佐藤徹哉委員長 それでは、ただいま各委員からさまざま意見出されました。

岩崎委員。

○岩崎真理子委員 近内委員が言われましたので、私も申し上げます。

手引きにあるけれども、報告の中にはそういう文言も委員長、副委員長、事務局で相談して入れていただきたいというお話がありました。それはそれでいいと思うのですが、それは今の按分率についてですが、現行の4分の1でやむなしということであり、それを3分の1とか2分の1に引き上げるということと、やはり基準が市民に説明がつかないのであれば、それは対象外にするという、こういったこともあり得ると思いますので、あえてそこに何の話など入れないというのは賛成です。

○佐藤徹哉委員長 今、各委員からさまざま意見が出されました。2分の1が正当である、4分の1の現行どおりが正しい、その間をとった3分の1がいいなど、たくさん出ましたが、結果、今後の社会情勢等々を鑑みて按分率については今後も検討が必要であるというような文言、これが決定ではないですけれども入れさせていただいた上で、現行按分率4分の1を継続するというのでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 ありがとうございます。

なお、この按分率について、今協議に上っていたのはガソリンについてが主立ったものでありますが、ほかに通信費等々にも適用されておりますので、そちらについても同じ現行どおり4分の1を適用することといたします。

続きまして、協議事項（１）のイ、備品の耐用年数について協議いたします。

前回委員会において、備品の中でも特にW i - F i について現在の法定耐用年数表に具体的な項目として示されていないため、事務機器、通信機器のその他の分類となり、耐用年数10年とされていることについて、実態に合わないため耐用年数を短くできないかという協議を行いました。しかし法定耐用年数に基づいている限り、W i - F i のみ取り扱いを別にするには根拠も必要であり難しいとの結論に至りました。

本委員会といたしましては、議長報告の際、ICT化の進展等により今後も法定耐用年数表に具体的な項目名が上げられない新たな機器の導入等も考えられることから、法定耐用年数の改正等について国の動向を注視していく旨の内容を、今回の協議内容等と合わせ報告することにしたのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 ご異議なしと認めます。

では、議長への報告内容については正副委員長で整理の上、本委員会全体の議長報告としてまとめ、次回の委員会でお示ししたいと思います。

続きまして、協議事項（１）のウ、新聞雑誌等購読料の取扱いについて協議いたします。

この項目は、事務局から出された項目です。まずは項目として挙げた内容等について事務局から説明を受け、その後、各委員による協議という流れで進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 ご異議なしと認めます。

では、事務局の説明を求めます。

佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 事務局から提案いたしました新聞雑誌等購読料の取り扱いについて説明いたします。

現在、新聞については資料購入費の中の新聞雑誌等の購読料に分類し、2紙以上4紙までは政務活動費の充当対象としております。しかしながら日々の新聞で毎月領収書があるもののほか、農業新聞や教育新聞等、日々の新聞ではなく週1回、月1回の発刊の新聞もあり、その領収書については3カ月や半年、1年とまとまった期間で領収書を出されているものもございます。これらについては、支出調書での整理の中でわかりづらい部分が生じる場合もあり、条例に基づき市長に送付し審査している総務法務課との話の中では、年間払いの新聞代と毎月払いの新聞代、支出調書の時期が同じでない場合は何紙購読しているのかを確認しづらいという話もございますことから、例えば新聞雑誌等購読料の項目を新聞購読料と雑誌等購読料に分けた上で、基本的に毎日発刊されている新聞を新聞購読料として取り扱い、週1回や月1回と発刊

されている教育新聞や農業新聞等を新聞の取り扱いではなく、雑誌等購読料に明確に区分し取り扱うものとするなど、わかりやすく、また議員の皆様も事務的に円滑に運用しやすい形での取り扱いについてご協議いただければと考え、議題を提出させていただきました。

説明は以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 事務局からの説明が終了しました。

確認です。日刊紙は新聞、それ以外は雑誌等ということで提案したいということによろしいですか。

佐藤政務調査係長

○佐藤政務調査係長 はい。

○佐藤徹哉委員長 委員各位の発言を許します。

岩崎委員。

○岩崎真理子委員 毎日届く日刊紙は新聞という位置づけで、ほかは雑誌ということで説明がありました。それでいいと思います。今出された全国の農業新聞とか、これは毎週ですよ、これは「農民」という農民団体のところで発行している新聞で、これも週1回です。そして全部新聞雑誌に上げていたのですが、例えば「原発」というのは、これは月1回ですね。「点字民報」といって障害者の出している民報、これは月1回ではなくて四半期に1回ぐらいなのです。これらを全部新聞雑誌等にかけていたというので、今議会事務局から説明があったとおり4紙までという、4紙としていいだろうか、とても困ったわけです。全部今までは一緒に出していましたが、今の分けがはっきりできれば毎日発刊されるものは新聞で、それ以外は雑誌という扱いでよくわかりましたので、それでいいと思います。

以上です。

○佐藤徹哉委員長 ほか、ございますか。

蛇石委員。

○蛇石郁子委員 確認ですけれども、説明だと、この手引の34ページに該当すると思うのですが、そうすると費目別明細の3のところが2つに分けられて費目がふえるという解釈でいいか、確認させてください。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 今、整理する中では結果的に手引きも、蛇石委員からあったように、3が新聞購読料で、新たに4をつけ加えて雑誌等購読料と分けるような形で想定しております。以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 蛇石委員。

○蛇石郁子委員 最終的に、手引きの改訂となっていくということですか。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 今回、この政務活動費検討委員会の中で、いろいろな協議をしていただきまして、その中で例えば例示を入れたほうがわかりやすいのではないかなど、そういった部分についてこの委員会の結果を踏まえて一部手引きを改訂するという事で想定しております。

以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 飯塚委員。

○飯塚裕一委員 この手引きの改訂を行って、実際にそのものを使い始めるのはいつごろと考えてよろしいのですか。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 適用の時期につきましては、後ほど委員長からお話があると思いますが、この委員会の中でご意見をいただく形で、委員長からは、その部分の整理は必要だということで、具体的なご協議の提案があるかと思えます。

○佐藤徹哉委員長 飯塚委員。

○飯塚裕一委員 関連で、これを変えとなると、年度の途中で変わることになるのですよね。その辺のことはどのように考えていけばいいのでしょうか。

○佐藤徹哉委員長 岩崎委員。

○岩崎真理子委員 開始時期は、これが決まった後になるでしょう。

○佐藤徹哉委員長 但野委員。

○但野光夫委員 今のとおりでいいと思うのですが、新聞購読料について公開したときに、市民の皆さんが、農業新聞って新聞ではないのかと思うこともありますので費目名に新聞（日刊）と入れれば、これは日刊紙なのだと、そしてそのほかのは雑誌だとわかりやすいのではないですか。新聞と名がついているのに雑誌に入っていると、間違っているのではないかと思われるから、という提案です。

○佐藤徹哉委員長 そのほか、よろしいですか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 それでは、ただいま各委員からさまざまな意見が出ましたが、結論としては新聞雑誌等購読料の取り扱いについて、日刊紙を新聞とし、それ以外は雑誌等購読料に振り分けるということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 それでは、協議事項の（１）を閉じて、次に協議事項（２）、その他について委員の皆さんから何かございますか。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 なければ、事務局から何か。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 それでは私から。先ほど飯塚委員からお話がありました今回の検討結果の適用時期についてですが、8月25日の会長会に当委員会から提出してお諮りいただくこととなります。それを受けて下半期分、10月からの適用にしたいと考えておりますが、委員の皆様、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 では、そのようにさせていただきます。

佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 ただ今の件ですが、会長会に諮る前に、政務活動費検討委員会における検討結果は、正副委員長から議長に報告をしていただいて、その後、会長会でお諮りいただくこととなります。

○佐藤徹哉委員長 それでは議事を進めます。

大きな項目3のその他について、委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 事務局から何かございませんか。

佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 事務局から、ウェブ公開についてお知らせいたします。

前に説明させていただきましたとおり、作業を終えまして、あした8月10日から、ウェブ公開開始となります。領収書が全て公開という形になりますのでお知らせいたします。

なお、この後、議員の皆様にはファクスでお知らせするほか、報道機関等にも投げ込みをさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 ほかにございますか。

佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 先ほど10月分からの適用ということでしたが、9月利用分で10月に請求が出てくるものなど、どの部分を捉えての10月分なのかについてもご協議いただければと思います。

○佐藤徹哉委員長 それでは、一旦、次第の大きな項目2のその他に戻ります。

9月利用分の領収書が10月に提出される場合、考え方としては10月に発生した領収書から適用というイメージなのですが。領収書の日づけが10月なら、そこから。実際にお金を支払った日付が10月の分からのというのが一番わかりやすいのではないのでしょうか。

ほかにご意見はありますか。

岩崎委員。

○岩崎真理子委員 だから、9月は浮いてしまうわけですね。

○佐藤徹哉委員長 そうですね。転換期は、どうしてもそういうことが発生するかと思えます。これは、意見として。今会議中ですので。

岩崎委員。

○岩崎真理子委員 はっきりすれば、どちらでもよいと思えます。

○佐藤徹哉委員長 事務局としてはどちらの対応がよいと思われますか。

佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 統一的な取り扱いで決めていただければ、事務局としても決定に基づいて運用することになります。

○佐藤徹哉委員長 委員の皆さん、ご意見ありますでしょうか。

近内委員。

○近内利男委員 取り扱いが変更になるのは新聞雑誌等購読料の部分だけですので、現在も領収日を基準としてずっと取り扱って来ましたので、その区切りがいいのではないかと思います。したがって9月の新聞雑誌等購読料の領収書が9月の日付であれば従来の取り扱いにし、10月の日付の領収書であれば変更後の取り扱いとする。ですからそのような取り扱いにすれば統一できる。事務局も我々もわかりやすいのではないかと思います。

以上です。

○佐藤徹哉委員長 今、領収書の日付で9月のもの、10月のもので変わり目とするという意見が出ました。そういうことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 では、3のその他に戻ります。次第の大きな項目3のその他に戻ります。

次回委員会の日程ですが、8月21日月曜日午前10時開会としたいのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 それでは、次回委員会を8月21日月曜日午前10時から開会いたします。

なお、次回検討委員会において本委員会の協議内容及び結果の確認等を行いたいと思えますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 ご異議なしと認めます。

なお、開催通知については後日改めて事務局より発送いたします。

それでは、長時間にわたりましたが、以上で政務活動費検討委員会を終了します。

お疲れさまでした。

午後 3時05分 閉会

ここに署名する。

郡山市議会政務活動費検討委員会

委員長 佐藤 徹哉

副委員長 栗原 晃

委員 塩田 義智